

【記入用紙】（表）

～一定規模以上の建築物への駐車施設の設置義務を緩和します～  
鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正（素案）について

住所、氏名等をご記入ください

【必須】

住 所

( )

※市外の方は、○をつけてください

( ・市内に通勤 ・市内に通学 ・市内に事務所又は事業所を有する )

氏 名 ( ) 電 話 ( )

【任意】※該当するものに○をつけてください

年 代 ( 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80歳以上 )

意見募集を何で知りましたか

- ・ 市民のひろば ・ 市ホームページ ・ 市の施設 ・ 担当課からの情報提供
- ・ 市の公式アプリ ・ 市の公式LINE ・ X（旧ツイッター） ・ フェイスブック
- その他 ( )

【ご意見欄】※ご意見のある項目について記入してください。

（１）条文の追加

①建物整備とあわせて公共交通の利用促進策等を講じる場合に附置義務台数を低減  
できる規定

---

---

---

---

②利用状況を踏まえて、駐車台数を低減できる規定

---

---

---

---

（裏面もご記入ください。→）

## 【記入用紙】（裏）

### （２）基準の改正

#### ①車いす駐車施設の基準を下記の通り見直し

|      | 【現行条例】    | 【改正後】     |
|------|-----------|-----------|
| 附置台数 | 少なくとも1台 → | 50台につき1台※ |
| 高 さ  | 規定なし →    | 梁下2.3m以上  |

※駐車施設が200台を超える場合は、緩和あり

#### ②中心市街地において、敷地から離れた場所に設けることができる駐車施設の距離を 現行の300mから500mへ緩和等

#### ◆その他